

四国中央市公営企業工事成績評定要領

平成19年6月21日

告示第115号

第1 目的

この告示は、公共工事の品質の確保等を図るため、四国中央市公営企業工事検査規程（平成19年四国中央市告示第118号。以下「工事検査規程」という。）第11条の規定に基づき、工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定を行い、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

第2 評定の対象

評定は、1件の請負金額が200万円を超える請負工事について行うものとする。

第3 評定の内容

評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

第4 評定者

工事の成績を評定する者（以下「評定者」という。）は、工事検査規程第4条の規定により検査を命じられた検査員並びに当該工事を担当する課の長（以下「担当課長」という。）及び監督員とする。

第5 評定の方法

評定は、工事ごとに行い、評定者が監督又は検査において確認した事項についての確かつ公正に行うものとする。

2 1件の請負金額が500万円以上の請負工事の評定は、工事成績評定表（様式第1号）、細目別評定点採点表（様式第2号）及び工事成績採点の考査項目別運用表（様式第3号）により行うものとする。

3 1件の請負金額が200万円を超え500万円未満の請負工事の評定は、様式第1号、様式第2号及び小規模工事成績採点の考査項目別運用表（様式第4号）により行うものとする。当該請負金額が変更契約により500万円以上になった場合も、また、同様とする。

4 公共工事を受注した業者（以下「受注者」という。）は、工事特性、創意工夫、社会性等に関する実施状況について（様式第5号）を提出することができる。

第6 評定の時期

評定は、検査員にあつては検査を実施したとき、担当課長及び監督員にあつては工事が完成したとき、それぞれ行うものとする。

第7 評定表等の添付

監督員は、工事検査規程第12条の検査復命を行うときは、様式第1号及び様式第2号を添付するものとする。

第8 説明請求

工事検査規程第13条の工事完成検査済証の交付を受けた受注者は、当該交付を受けた日から起算して14日以内に、書面により評定の内容について説明を求めることができる。

2 前項の書面は、工事担当課へ提出するものとする。

第9 説明請求に対する回答等

管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により公営企業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）は、前条の規定により説明を求められたとき

は、速やかに工事成績評定に係る説明書（様式第6号）により回答するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、工事成績評定審査会に意見を求めることができる。

第10 評定の修正

第9の規定により工事成績評定審査会から当該評定の修正を求められた場合において、管理者は、必要と認めたときは、当該評定を修正するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定による修正を行ったときは、その結果を受注者に通知するものとする。

第11 その他

この告示の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日の前日までに四国中央市水道局工事成績評定要領（平成16年四国中央市訓令第77号）の規定によりなされた措置その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年7月13日告示第129号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の四国中央市水道局工事成績評定要領の規定は、この告示の施行の日以後に契約する工事から適用し、同日前の契約分については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の四国中央市水道局工事成績評定要領の規定により使用されている書類は、改正後の四国中央市水道局工事成績評定要領の規定により使用されている書類とみなす。

附 則（令和5年3月23日告示第25号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の四国中央市水道局工事成績評定要領の規定は、この告示の施行の日以後において実施する完成検査から適用し、同日前に実施した完成検査については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日告示第84号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条中四国中央市水道局契約規程第2条の改正規定、第32条の改正規定（「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに第33条第1項、第34条、第35条、第44条第1項及び第51条第1項の改正規定は、告示の日から施行する。

(四国中央市水道局工事成績評定要領の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の四国中央市水道局工事成績評定要領の規定は、この告示の施行の日以後に入札の公告又は通知する入札執行分について適用し、同日前に入札の公告又は通知した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年3月30日告示第87号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 表

所 属 年 度		工 事 番 号					請 負 金 額					円		予算配当		工事担当				
工 事 名							工 期		着 工		から		完成年月日							
受 注 者 名							完 成		まで		検査年月日									
考 査 項 目		監 督 員 ※5					担 当 課 長					検 査 員								
		氏 名					氏 名					氏 名								
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施 工 体 制	I. 施 工 体 制 一 般	+1	+0.5	0	-5	-10														
	II. 配 置 技 術 者	+3	+1.5	0	-5	-10														
2. 施 工 状 況	I. 施 工 管 理	+4	+2	0	-5	-10								+5		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工 程 管 理	+4	+2	0	-5	-10	+2		+1		0	-7.5	-15							
	III. 安 全 対 策	+5	+2.5	0	-5	-10	+3		+1.5		0	-7.5	-15							
	IV. 対 外 関 係	+2	+1	0	-2.5	-5														
3. 出 来 形 及 び 出 来 ば え	I. 出 来 形	+4	+2	0	-2.5	-5								+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20
	II. 品 質	+5	+2.5	0	-2.5	-5								+15	+12	+7.5	+4	0	-12.5	-25
	III. 出 来 ば え													+5		+2.5		0	-5	
4. 工 事 特 性	I. 施 工 条 件 等 へ の 対 応 ※ 2						+20													
5. 創 意 工 夫	I. 創 意 工 夫 ※ 3	+7																		
6. 社 会 性 等	I. 地 域 へ の 貢 献 等						+10	+7.5	+5	+2.5	0									
加 減 点 合 計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点								
評 定 点 (65 ± 加減点合計) ※ 1		① 点					② 点					③ 点								
評 定 点 計		検査員しゅん工(出来形・中間あり)の評定点＝出来形・中間の評定点 ③' 点×0.5+しゅん工の評定点 ③ 点×0.5＝ 点 ① 点 × 0.4 + ② 点 × 0.2 + ③ 点 × 0.4 = 点																		
7. 法 令 遵 守 等 ※ 7							点													
評 定 点 合 計 ※ 8		評定点計 (点) - 法令遵守等 (点) = 点																		
出 来 形		% 円																		
8. 総 合 評 価 技 術 提 案 等	技術提案等履行確認※ 9						履行 不履行 対象外													
特 記 事 項		(監督員)					(担当課長)					(検査員)								

※ 1. 65点+1.～3.の評定(加減点合計)+4.～6.の評定(加点点合計)＝評定点。各評定点(①～③)は、少数第1位まで記入する。 ※ 2. 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、監督員からの報告を受けて担当課長が評価するものとする。 ※ 3. 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。 ※ 4. 4.5.6.は加点点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点点評価のみとする。 ※ 5. 監督員権は、当該工事を担当する監督員が評定点を記載する。 ※ 6. 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち監督員、担当課長が行う。 ※ 7. 法令遵守等の評価は、担当課長が行う。 ※ 8. 評定点合計は、四捨五入により整数とする。 ※ 9. 総合評価技術提案等は、技術提案等の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。 ※ 10. 各考査項目ごとの採点は、担当監督員は、様式第3号の内別紙ー1、担当課長は、別紙ー2、検査員は、別紙ー3によるものとする。

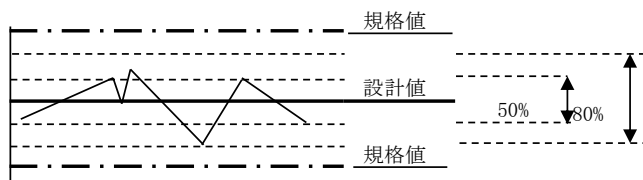
別紙

【記入方法及び留意事項】

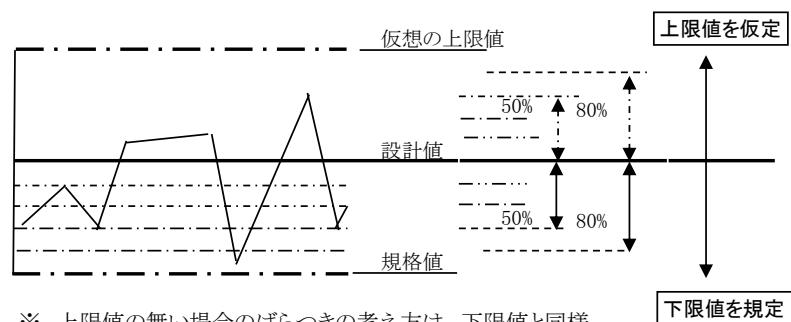
1. 出来形のばらつきの考え方

[管理図の場合]

(上限値及び下限値がある場合)

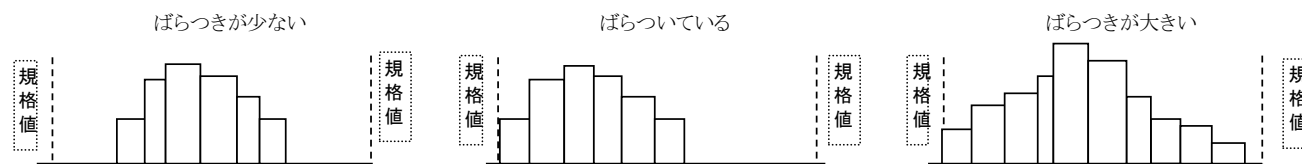


(下限値のみの場合)



※ 上限値の無い場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

(度数表又はヒストグラムの場合)



2. 多工種複合工事の取扱い

- (1) 主たる工種で評価する。なお、多工種で評価対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評価は「合併工事」欄を活用する。

3. コンクリート構造物のクラックについて

- (1) クラックが発生した構造物では「進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、「c」評価とする。
- (2) 「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処置の場合は、状況に応じて、「d」又は「e」評価とする。

4. その他

「4. 工事特性」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評価を行う。

様式第 2 号（第 5 条関係）

細 目 別 評 定 点 採 点 表

工事名							
項目	細別	監 督 員	担 当 課 長	検 査 員（既成・中間）	検 査 員（完成）	細目別評定点 / 満点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点				/ 3.3 点	%
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点				/ 4.1 点	%
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	/ 13.0 点	%
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.2 = 点			/ 8.1 点	%
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.3 = 点			/ 8.8 点	%
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点				/ 3.7 点	%
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	/ 14.9 点	%
	II. 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	/ 17.4 点	%
	III. 出来ばえ			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	/ 8.5 点	%
4. 工事特性 (加点のみ)	I. 施工条件等への対応		() × 0.2 + 3.3 = 点			/ 7.3 点	%
5. 創意工夫 (加点のみ)	I. 創意工夫	() × 0.4 + 2.9 = 点				/ 5.7 点	%
6. 社会性等 (加点のみ)	I. 地域への貢献等		() × 0.2 + 3.2 = 点			/ 5.2 点	%
評 定 点 計		① 点	② 点	③' 点	③ 点	/ 100 点	%
7. 法令遵守等（減点のみ）			() × 1.0 = 点			(減点)	
評 定 点 合 計						/ 100 点	

8. 総合評価 技術提案等	技術提案等履行確認		履 行 不履行 対象外
------------------	-----------	--	-------------------

- 1 完成（既成又は中間）検査の評定点 = ①+②+③' × 0.5 + ③ × 0.5 ※ただし、既成・中間検査が 2 回以上あれば、③' はこれらの平均点を示す。
- 2 既成又は中間検査がなかった場合の評定点 = ①+②+③
- 3 得点割合は、細目別評定点の評定点計に対する得点の割合を百分率で示す。

[様式第3号（第5条関係）](#)

【上記をクリックして下さい】

[様式第4号（第5条関係）](#)

【上記をクリックして下さい】

様式第 5 号（第 5 条関係）

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況について

年 月 日

様

受注者 住所
氏名

年 月 日契約を締結した下記の工事について、実施状況を報告します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
請負代金額	
実施状況	(工事特性) (創意工夫) (社会性等)

注) 不要の文字は抹消すること

様式第 6 号（第 9 条関係）

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日

様

四国中央市長



年 月 日付で貴社から説明を求められました工事成績評定の内容について、下記の通り回答します。

記

工事番号

工 事 名

評定内容の説明